

障害のある学生の授業での配慮について

障害学生支援室 室長 祐成 哲

本学には 34 名の障害のある学生が在籍しています。本学では障害学生の支援を、開学以来教職員はもとより学生も含めて大学全体で支援してきております。

障害の種類に応じて以下の点について授業でのご配慮をいただきますよう、お願いいたします。

具体的な配慮内容は学生個々によって変わります。障害のある学生から要望シート(別紙)等により申し出があった場合には、必ず話し合って意見を交換して当該学生にとって履修上必要な配慮をご確認ください。

1. 聴覚障害のある学生への配慮

聴覚障害学生にはノートテイクを配置し授業内容の情報保障を行っていますが、一般的にノートテイクで保障が可能な情報量は手書きで 20～30%、パソコンで 30～70%といわれており、ノートテイクの配置だけでは完全な情報保障は難しいのが実情です。また、ノートテイクの数が充分でないため、配置されていないこともあります。以下の点についてご留意ください。

- ① 学生や地域の方が手書きやパソコンでノートテイクを担当しています。ノートテイクは本学のロゴを印字した**赤色のネックストラップ**を着用しています。授業内で発言を求めることなどはしないようにご留意ください。
- ② 口話で読み取る学生がいますので、「**口を大きく開けて、はっきりと、ゆっくり**」話してください。板書しながら話したりせず、学生に口元が見えるよう講義を行ってください。
- ③ 受講者の私語等により教室内が騒がしいとノートテイクの活動に支障がありますので、**一切の私語は注意・禁止してください。**
- ④ 配布資料を活用することにより音声や映像など、ノートテイクで保障できていない情報を補足できます。その際は、資料番号等を明記し、指示するようにしてください。
- ⑤ 授業でのビデオ・DVD の使用について
授業でビデオ等を使用する場合は、できるだけ字幕のあるものを使用してください。字幕がない場合は、事前に内容を簡単にまとめた資料を学生に提示してください。
なお**文字起こし**が必要な場合は、障害学生支援室で受け付けています。ご希望がありましたら使用予定日の**3 週間前までに**学生支援課までご連絡ください。(予算上、実施が可能な数に限りがあります。)
- ⑥ ノートテイクが配置されている授業において急な使用教室の変更等がある場合は、ノートテイクへの連絡、およびパソコン等の機器の調整が必要になる場合がありますので、事前に学生支援課へご連絡ください。
- ⑦ 手話通訳を希望する学生がいた場合は、原則ノートテイク支援でできないのか確認していただき、以下の 4 条件が可能である場合に、学生支援課まで「授業における配慮のお願い」を持ってご相談ください。

条件 1：時間を定める。

条件 2：授業内容にて判断する。 → 発表・対談などノートテイク支援で支援ができないときのみ。

条件 3：授業担当教員・支援室長と協議の上、必要と判断された場合のみ。

条件 4：手話通訳には発表者の原稿が必要なため、原稿が用意できる時のみ。

2. 視覚障害のある学生への授業上の配慮

(1) 全盲学生への配慮

全盲学生は、耳から得た情報を点字でメモをとっていますので、以下の点についてご留意ください。

- ① 板書をする時は、必ず**声を出して板書内容を読み上げて**ください。また、授業中は、「わかりやすく、はっきり、ゆっくり」と話してください。

- ② 授業資料の形式については、当該学生と相談のうえ決めてください。パソコンを利用する学生は、点字ではなくデータ化した資料で渡すことも可能です。
- ③ 講義で使用する資料の点訳について
※学生の中には、点訳せず、テキストファイルを渡すだけで良い学生もおりますので、事前に学生に確認してください。

データ化されているもの

テキストファイルに変換し、附属図書館1階のサポートルームおよび5-105 後援会・同窓会室にある点字プリンターを利用して点訳ができます。(使い方については学生支援課へ問い合わせてください。)

データ化されていないもの

新聞・雑誌記事の切り抜き等のデータ化できないものは、テキストデータ化する必要があります。詳細は学生支援課へ問い合わせてください。

- ④ 視覚障害学生の隣に、受講していないヘルパー(学生)がつく場合がありますが、授業内で発言を求めることなどはしないようご注意ください。
- ⑤ 授業資料に図やグラフ等がある場合は、サポートルームに設置してある立体コピー機を利用して下さい。(使い方については学生支援課へ問い合わせてください。)

(2) 弱視学生への配慮

- ① **最前列の席**の確保にご配慮ください。
- ② 板書は「大きく・見やすい」字を心がけ、声を出して板書内容を読み上げてください。拡大する等、「見やすい・分かりやすい」資料の作成をお願いします。(見やすい大きさについては、事前に学生に確認してください。)
- ③ パワーポイントについては、できれば拡大した資料の配布をお願いします。

(3) 色弱学生への配慮

日本国内には、色の感じ方が一般者と異なる人が500万人以上いるといわれており、40人学級に1人は色弱者がいるといわれています。板書や資料作成時等は以下にご配慮ください。

- ①見分けやすい配色を選ぶ
 - ・チョークは白か黄を使用。赤はほとんど見えない人がいる。
 - ・ホワイトボードは青を優先して使用。緑、赤は見分けが困難。
- ②色のみで表現せず「形の違い」「位置の違い」「線種や塗り分けパターンの違い」などを併用する。
 - ・グラフや概念図は図の脇に凡例をつけず、図中に直接書き込む。
- ③できるだけ色名を明記する。

なお、統計に照らすと本学には30人程度の色弱学生が在籍していると推測され、申し出がない学生の中にも配慮を必要とする学生がいると考えられます。

3. 肢体不自由学生への配慮

- ①前の受講科目**教室からの移動やトイレ等に時間を要し**、やむを得ず授業開始時間に間に合わない場合があります。学生本人の申し出に応じて、ご配慮をお願いします。
- ②**教室の入口の開閉について**ご配慮ください。特に受講者が多い場合や開き戸の教室を使用している場合は、授業開始前と終了後に扉を全開にするなど、肢体不自由学生が通行しやすいようにご配慮ください。
- ③カードリーダー(出席管理システム)に学生証をかざす際に機器の前に障害物があると、時間を要することがありますので、配布物等はカードリーダー付近以外の場所をお願いいたします。
- ④車いす用対応の机を車いす使用学生が履修している科目の教室に配置します。車いすを使用している学生の希望により、その机を使用する場合があります。
- ⑤**授業中の発言や感想・レポート等には時間がかかります**。パソコンによる回答や授業後メールでの提出等、本人と確認をお願いします。
- ⑥紙ベースの資料の取り扱いが困難な場合は、事前にデータを送っておく等、本人との確認をお願いします。

4. 内部障害のある学生への配慮

内部障害（呼吸器、消化器等）のある学生は、障害について外見だけでは判断できない場合が多く、必要な配慮も異なります。当該学生と個々に確認いただくようお願いします。

- ① **体力的に 90 分間連続した受講が難しい**場合があります。体調不良時など、必要に応じて配慮をお願いします。（授業開始時間に遅刻する、横になって聴講する等もあります）
- ② 体育や野外学習等の授業において、障害により体力的な困難が生じる場合があります。初回授業時等に必要な配慮の確認をお願いします。
- ③ 車いすを使用している学生もいます。肢体不自由学生への配慮に準じた対応をお願いします。

5. 試験時の配慮については、教育支援課から別途お知らせします。

6. 緊急時の対応

- ・ 火災・地震等の災害が発生した場合は、他の受講学生と協力し障害のある学生が安全に避難できるよう対応をお願いします。
- ・ 災害時の避難経路は各教室に掲示してあります。非常口は「H25 学生生活ガイド」と「H25 障害学生リーフレット」の学内マップに掲載いたします。

7. その他

- ・ 授業中におけるプライバシー・個人情報の取り扱いは慎重にしてください。
- ・ 何か問題等がありましたら、学生支援課（内線 113）までお問い合わせください。

【別紙：要望シート】

平成 年 月 日

先生

学籍番号： _____

氏 名： _____

授業における配慮のお願い

(障害のある学生からの申し出)

科目名： _____

上記科目の受講にあたり、私は以下の困難が考えられるので、ご配慮をお願いします。

困難の概要
お願いしたい配慮事項

教員メモ欄：

授業担当教員 氏名 _____ 印

※障害のある学生から各科目担当教員に配慮を申し出る際の様式例です。実際の配慮の実施やその方法は、直接、障害のある学生と担当教員で話し合い、調整の上で決定してください。

※本様式は障害学生支援室で作成した一例であり、必要に応じて使用してください。なお、この他の方法で配慮の申し出がある場合があります。

作成：障害学生支援室(学生支援課)